

名古屋市住宅都市局
週休２日工事
運用にあたっての手引き

令和７年１１月
住宅都市局監理指導課

週休２日工事 Q & A

Q 1 現場着手日とはいつのことを指すのか。

A 1 現場着手日については、住宅都市局週休２日工事实施要領（営繕工事）（以下「要領」という。）において、現場代理人が現場に継続的に常駐した最初の日としております。

ただし、工事請負契約約款第９条第３項により、現場代理人の常駐義務が緩和されている場合は、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、現場での作業を開始する時点とします。

Q 2 現場閉所（現場休息）日は対象期間の中であれば、いつでも良いのか。

A 2 原則として、土日に現場閉所（現場休息）を行うこととしております。ただし、工事内容や条件などにより、監督員がこれらにより難いと認める場合は、この限りではありませんので、現場着手日前に十分に協議を行います。

なお、日曜日や祝日に作業を行う場合には、特定建設作業など、法令により実施が制限されている作業がありますので、これらの作業は行わないようご注意ください。

Q 3 完全週休２日（全ての週で週休２日以上）型において、現場着手日前から、完全週休２日ではなく、月単位の週休２日または通期の週休２日を前提に取り組むことは可能なのか。

また、現場着手日前は完全週休２日を目指していたが、結果として月単位の週休２日または通期の週休２日となった場合も、労務費補正は行われるのか。

A 3 完全週休２日（全ての週で週休２日以上）型については、完全週休２日を前提として発注するので、完全週休２日を前提に取り組んでいただきます。そのため、完全週休２日を達成せず、月単位の週休２日となった場合は、現場管理費補正分を減額し、通期の週休２日となった場合は、現場管理費及び労務費単価補正分を減額変更します。

Q 4 夏季休暇、年末年始休暇とは、どの日を指すのか。

A 4 夏季休暇、年末年始休暇は、原則として下記の期間をいいますが、会社の休業日等に合わせて変更することは可能です。

- ・夏季休暇 : ８月１３日～８月１５日の３日間
- ・年末年始休暇 : １２月２９日～１月 ３日の６日間

Q 5 「巡回パトロールや保守点検等」とは、どのようなことをいうのか。

A 5 下記のような、現場を閉所するにあたって、自然災害等に伴う安全対策や現場の維持保全に必要な不可欠な点検等が該当します。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや保守点検

Q 6 工期延期となった場合の週休2日の考え方は、どのようになるのか。

A 6 原則として延期となった期間も対象期間としますが、発注者の責による工期延長など、これにより難しい場合はこの限りではありませんので、監督員と協議を行います。

Q 7 現場着手後、当初計画の日に現場閉所（現場休息）できなくなった場合は、どのようにしたらよいか。

A 7 当初工程計画の見直し等が必要となった場合は、その都度変更後の現場閉所（現場休息）予定日を記載した工程表等を監督員に提出し、確認を受けます。

Q 8 現場閉所（現場休息）日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるか。

A 8 要領において、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間は対象期間から除いております。

また、自然災害発生時の対応作業といった保守点検等のみ行う場合は現場閉所（現場休息）とみなされますので、振替休日の取得は不要です。

Q 9 監督員による現場閉所（現場休息）の確認は、どのようにするのか。

A 9 書面により確認を行いますので、工事日報等に現場閉所（現場休息）日を記載していただき、確認します。

Q10 現場代理人等が現場閉所（現場休息）日に、現場外（本社など）で書類作成等を行った場合、現場閉所（現場休息）となるか。

A10 現場閉所（現場休息）かどうかは、現場が閉所されているかどうかで判断いたしますので、現場外での作業の有無は問いませんが、本取組は現場代理人等も含め、週休2日取得を促進することを目的としております。本取組の目的を踏まえ、現場代理人等についても、週休2日取得に努めてください。

Q11 要領において、週休2日を確保した場合は、工事成績採点において評価されるとされているが、通期の週休2日の場合も評価されるか。

A11 通期の週休2日を達成した場合、評価されます。

Q12 週休2日を確保できなかった場合は、工事成績採点において減点されるのか。

A12 休日・代休の確保といった評価項目について評価されませんが、減点の対象とはなりません。

Q13 コリンズ登録の完了日は、工事完成日と契約終了日のどちらになるのか。

A13 コリンズの登録の完了日は契約終了日とします。

なお、契約工期より前に竣工登録をする場合には、契約工期の完了年月日はそのままにして、「技術者の従事期間」を「実際に従事した期間」（工事完成日まで）に変更します。

Q14 分離発注工事の場合、現場休息日は関連工事と同日にしないといけないのか。

他の工事の影響で工事が遅延し、現場休息日に作業を行った場合、その週は週休2日を達成できないことになるのか。

A14 分離発注工事の場合も、近隣への配慮等の点から、現場休息日を関連工事と同日とし現場閉所とすることを原則とします。

ただし、工事内容や条件などにより、監督員がこれにより難しいと認める場合は、この限りではありませんので、各発注工事単位で現場休息日を確保してください。

他工事の影響によりやむを得ず現場休息日に作業を行った場合でも、以下のいずれかの対応を行うことで、週休2日を達成することが可能です。

- ・別の日に現場休息日を振り替える
- ・「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」を対象外期間として扱う

Q15 労務費補正について、見積は補正の対象となるのか。

A15 見積単価は補正の対象外としております。

Q16 要領第10条の対外的な表示について、記載例が掲載されているが、分離発注工事の場合、工種ごとに表示を行う必要があるか。

A16 複数の工種がある場合、受注者間で調整し、一枚にまとめて表示しても構いません。

仮囲い等に週休2日工事である旨を明示する記載例

週休2日工事

この工事は、建設現場における労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。

工事件名：〇〇〇〇建築工事 施工者：〇〇建設株式会社
工事件名：〇〇〇〇衛生工事 施工者：〇〇機械株式会社
工事件名：〇〇〇〇電気工事 施工者：〇〇電気株式会社
発注者：名古屋市住宅都市局〇〇部〇〇課、〇〇課

Q17 受注者の責によらない事由により現場閉所（現場休息）が実施できず（代休の確保もできず）、週休2日を確保できなくなった場合は、労務費の補正額は減額されるのか。

A17 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、要領の第2条（2）対象期間に含まないこととしています。

そのうえで、対象期間において「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」を確保した場合は労務費等の補正額は減額されません。（対象期間において「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」が確保できず「通期の週休2日」を確保した場合は、労務費等の補正額は減額されます。）

天災（豪雨、出水、土石流、地震等）のために突発的な対応が発生した期間も、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間に該当することが考えられますので、受発注者間の協議により、これに該当すると認められる期間を決定します。

Q18 完全週休2日や月単位の週休2日の考え方は具体的にどのようなものか？

A18 以下を参考にしてください。

<例1>工期：7月1日(火)から10月31日(金)まで(123日間)

現場着手日：7月15日(火) 現場完了日：10月23日(木)

夏季休暇：8月13日(水)から8月15日(金)まで(3日間)

対象期間：7月15日(火)から8月12日(火)まで

および8月16日(土)から10月23日(木)まで(計98日間)

月単位の現場閉所率



対象期間のうち現場稼働日



対象期間のうち現場閉所日

7月		土	日	月	火	水	木	金	<u>週単位</u> 第3週：土日日数0 閉所0 達成 第4・5週：閉所2/週 達成 <u>月単位</u> 4日(土日日数) / 17日(対象日数) = 23.5% 23.5%となり、28.5%に満たないが、現場着手日以降の7月全ての土日(8日以上)に現場閉所をしたため、月単位の週休2日を達成したとみなす。
	第1週				1	2	3	4	
	第2週	5	6	7	8	9	10	11	
	第3週	12	13	14	15	16	17	18	
	第4週	19	20	21	22	23	24	25	
	第5週	26	27	28	29	30	31	8/1	
8月		土	日	月	火	水	木	金	<u>週単位</u> 第1・2週：閉所2/週 達成 第3週：土日日数2 閉所2 達成 第4~6週：閉所2/週 達成 <u>月単位</u> 10日(土日日数) / 28日(対象日数) = 35.7% 35.7%となり、28.5%以上を満たすため、月単位の週休2日を達成。 ※夏季休暇(3日間)は対象期間から除く。
	第1週	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	31	1	
	第2週	2	3	4	5	6	7	8	
	第3週	9	10	11	12	13	14	15	
	第4週	16	17	18	19	20	21	22	
	第5週	23	24	25	26	27	28	29	
9月		土	日	月	火	水	木	金	<u>週単位</u> 第1~5週：閉所2/週 達成 <u>月単位</u> 8日(土日日数) / 30日(対象日数) = 26.6% 26.6%となり、28.5%に満たないが、9月全ての土日(8日以上)に現場閉所をしたため、月単位の週休2日を達成したとみなす。
	第1週	8/30	8/31	1	2	3	4	5	
	第2週	6	7	8	9	10	11	12	
	第3週	13	14	15	16	17	18	19	
	第4週	20	21	22	23	24	25	26	
	第5週	27	28	29	30	10/1	10/2	10/3	
10月		土	日	月	火	水	木	金	<u>週単位</u> 第1~4週：閉所2/週 達成 <u>月単位</u> 6日(土日日数) / 23日(対象日数) = 26.0% 26.0%となり、28.5%に満たないが、現場完了日までの10月全ての土日(6日以上)に現場閉所をしたため、月単位の週休2日を達成したとみなす。
	第1週	9/27	9/28	9/29	9/30	1	2	3	
	第2週	4	5	6	7	8	9	10	
	第3週	11	12	13	14	15	16	17	
	第4週	18	19	20	21	22	23	24	
	第5週	25	26	27	28	29	30	31	

通期

28日(土日日数) / 98日(対象日数) = 28.5%

28.5%となり、28.5%以上を満たすため、通期の週休2日を達成。

∴この例の場合、通期の週休2日・月単位の週休2日・完全週休2日の全てが達成となる



対象期間のうち現場稼働日



対象期間のうち現場閉所日

<例2> 対象期間に土日を含めない場合

9月	土	日	月	火	水	木	金
第1週	8/30	8/31	1	2	3	4	5
第2週	6	7	8	9	10	11	12
第3週	13	14	15	16	17	18	19
第4週	20	21	22	23	24	25	26
第5週	27	28	29	30	10/1	10/2	10/3

※8/30～9/1、9/5～29日は工場製作のみを実施している期間等のため、対象外

週単位

第1週：土日日数0 閉所0 達成

第5週：土日日数0 閉所0 達成

月単位

対象期間に休日を含めないが、暦上の土日がないため、月単位の週休2日を達成する月とみなす。

<例3> 土曜の休日を別の曜日に置き換える場合

9月	土	日	月	火	水	木	金
第1週	8/30	8/31	1	2	3	4	5
第2週	6	7	8	9	10	11	12
第3週	13	14	15	16	17	18	19
第4週	20	21	22	23	24	25	26
第5週	27	28	29	30	10/1	10/2	10/3

工期全体を通して現場閉所日を土曜日・日曜日にできない場合、受発注者間の協議により別の曜日に変更し、完全週休2日及び月単位の週休2日を満たすものとする。

※左図は現場閉所日を金・日曜日としたもの

達成の考え方は土・日曜日のときと同じ。

協議により、週の定義を「金曜日から木曜日までの7日間」としても良い。

9月	土	日	月	火	水	木	金
第1週	8/30	8/31	1	2	3	4	5
第2週	6	7	8	9	10	11	12
第3週	13	14	15	16	17	18	19
第4週	20	21	22	23	24	25	26
第5週	27	28	29	30	10/1	10/2	10/3

週単位

第1～5週：閉所2/週 達成

※土曜日又は日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合、受発注者間の協議により同一の週内において現場閉所（現場休息）日の変更が可能

月単位（9月）

8日（閉所日数）／30日（対象日数）＝26.6%
26.6%となり、28.5%に満たないが、9月全ての土日(8日)と同じ日数に現場閉所をしたため、月単位の週休2日を達成したとみなす。

<例4> 台風による現場閉所とそれに伴う作業により対象外期間を設ける場合

9月	土	日	月	火	水	木	金
第1週	8/30	8/31	1	2	3	4	5
第2週	6	7	8	9	10	11	12
第3週	13	14	15	16	17	18	19
第4週	20	21	22	23	24	25	26
第5週	27	28	29	30	10/1	10/2	10/3

台風のため現場閉所

前週の台風のための現場閉所による工期の遅れを取り戻すため作業
→受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間として対象期間から除く

週単位

第1,4,5週：閉所2/週 達成

第2週：閉所4/週 達成

※降雨等による予定外の現場閉所日も、現場閉所日数に含める

第3週：土日日数0 閉所0 達成

※前週の台風による現場閉所の影響で、工期の遅れを取り戻すため土日の作業が必要となる場合、要領第2条（2）ク「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」として対象期間から除く

月単位（9月）

8日（閉所日数）／28日（対象日数）＝28.5%となり、月単位の週休2日を達成。

Q19 完全週休2日や月単位の週休2日を達成したが通期の週休2日を達成しなかった場合、労務費等の補正はどのようなになるか？

A19 通期の週休2日を達成することを前提として、完全週休2日や月単位の週休2日の達成を目指すものですので、通期の週休2日を達成しなかった場合、労務費等の補正はありません。発注時に労務費等の補正を行っていた場合、補正分の減額変更を行います。

Q20 「完全週休2日」において、週を「原則として、土曜日から金曜日までの7日間」としているのはなぜか。週休日を土日から変更する場合、週の定義も変更して良いか？

A20 天候不順等の突発的な事象により、土曜日又は日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合、同一の週内において現場閉所（現場休息）日の変更が可能となるように、週を原則として、土曜日から金曜日までの7日間としています。

ただし、週を土曜日から金曜日までの7日間とすると、同一の週内における現場閉所（現場休息）日の変更が困難な場合は、工事着手前に受発注者間の協議により、週の定義を決定します。

Q21 「完全週休2日」において、休日は週ごとに異なる曜日でも良いか？

A21 土曜日及び日曜日を休日とすることが望ましいですが、受発注者間で協議した上で、週ごとに異なる曜日としても問題ありません。